

## 教育委員会 平成21年度6月定例会会議録

平成21年6月24日（水）鎌倉市役所 全員協議会室

9：30開会、10：45閉会

出席委員 仲村委員長、林委員、藤原委員、山田委員、熊代教育長

（会議経過）

### 仲村委員長

定足数に達したので委員会は成立した。これより6月定例会を開会する。本日の会議録署名委員を山田委員に願います。後ほど課長等報告で世界遺産登録に関する準備状況について及び国指定史跡の追加指定の状況等についてがあるが、この件について事務局から市長部局の世界遺産登録推進担当職員を出席させたい旨の申し出があったので、これを了承し出席させているのでご承知おきください。

### <日程第1 報告事項>

### 仲村委員長

日程第1 報告事項に入る。

#### 1 委員長報告

特に報告はないが、初めてなので、私の希望として従来通り活発な議論をお願いしたいと思う。強調したいのは、議論だけで終わるのではなく、いいことを1つでも2つでも実行したい、実行ということを私は強調したいと思う。皆さん、鎌倉市の教育を良くするということでは意見は一致する訳だから、いいことはどんどん積極的に実行していきたいと思っている。よろしく願います。

#### 2 部長報告

##### (1) 新型インフルエンザの発生について

### 教育総務部長

新型インフルエンザの発生についてご報告させていただく。新聞報道等で承知されていると思うが、昨日23日に鎌倉市内において新型インフルエンザの患者が確認された。患者は30代男性会社員の方である。一昨日22日にアメリカから帰国した当日、38度代の発熱があったということで、発熱相談センターを通して市内発熱外来に行き診察を受け検査したところ、新型インフルエンザであるということが確認された。昨日、夕方にはすでに37度程度に下がっており、今現在は自宅療養中ということである。鎌倉市では昨日確認された以降夕方に、新型インフルエンザ対策本部を開き対応について検討をした。当

該患者の方の帰国後の行動範囲を調べたところ、行動範囲が限定されているということで、感染が拡大する恐れは非常に低いという判断があった。従って、学校、保育施設等の休校あるいは休園といった措置については、鎌倉市としては行わないということとしている。通常通りやっていくということである。また、教育委員会としては、その対策本部の決定を受け、昨日夜、学校に情報を流すとともに保護者あてに手洗い、うがい、人ごみに入った際のマスクの着用といった予防策についての徹底をお願いする、また、適切な情報収集の中で冷静な対応をして欲しいという旨の文書を学校を通じて保護者の方に配布していただくようお願いしている。以上で報告を終わる。

#### **仲村委員長**

当初インフルエンザは、まだ怖いという話で、県内あるいは近隣に一人でも発生したら休校するという、確かそういうことがあったと思う。その後、通常のインフルエンザであまりビクビクすることはないのではということ、今日に至っている訳である。市内で1人発生ということで、発熱外来というのはどこにあるのか。

#### **教育総務部長**

鎌倉市では鎌倉市役所の敷地内にある駐車場の奥の庁舎の中にある。

#### **仲村委員長**

1箇所だけか。

#### **教育総務部長**

我々では確認できないが、病院の中で発熱外来として公にはしていないかもしれないが、受付はしているという病院があるとは聞いている。

### **3 課長報告**

#### **(1) 教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について**

##### **教育総務部次長兼教育総務課長**

本件については、昨年度に引き続き地方教育行政の骨子及び運営に関する法律第27条の規定に基づいて、点検及び評価を実施しようとするものである。お配りしてある資料の実施方針をご覧いただきたい。2の実施方法アに記載してあるように、点検及び評価の対象は鎌倉市において毎年度実施している「事務・事業評価」の中から各課において重要であると位置付けている事業で、今回は平成20年度に実施した事務事業が対象となる。また、点検・評価に当たっては、実施方法ウに記載してあるように、教育に関し学識を有する者の知見の活用を図るため、昨年度と同様、大学教授、元教育委員、PTA連合会長の3名の方に「外部委員」を委嘱し、意見を聴取する予定でいる。点検及び評価の今後の流れは、7月上旬と8月中旬の2回、3名の外部委員の方々から意見をいただくための点検・評価会議を開催した後に、報告書を作成する予定である。また、報告書については、

8月の教育委員会定例会にその内容を報告した後、市議会へ提出すると共に、市議会9月定例会の文教常任委員会においてその内容を報告する予定でいる。また合わせて、報告については市民へ公表する予定でいる。以上で説明を終わる。

(2) 「かまくらっ子の意識と実態調査研究」について

**教育センター所長**

「かまくらっ子の意識と実態調査研究」第9集について報告する。昨年度、実態調査のためのアンケートを実施した。市立保育園7園、私立幼稚園7園、市立小学校5校、市立中学校4校にアンケート調査を依頼し、その後集計・分析を行い冊子にまとめたものである。前回の調査の時に比べると、コミュニケーション能力が重要視される中、子どもたち同士や親子のコミュニケーションはどうかということでも新たな調査項目として「親子のかかわりについて」という項目を設けた。内容は「ほめられたこと」「しかられたこと」「親との会話」になっている。子どもたちの生活面からは情報化時代、以前より携帯電話の機能が多様化しており、どのような使い方をしているのか、使い方に多様な選択肢を加えた。「親との会話」では、「よく話す」が小学校3年、6年では80%を超え、「時々話す」も加えると小学生は90%を超える。中学生でも「よく話す」「時々話す」は、女子が90%以上、男子でも86.3%となり、親子の会話が比較的多いという状況が読み取れた。以上のようにこの調査の結果から「かまくらっ子」の生活の様子を垣間見ることができた。今後、この調査結果を基にいろいろな教育活動に活用していきたいと考えている。

(3) 大町釈迦堂口遺跡発掘調査報告書について

**文化財課長**

大町釈迦堂口遺跡は鎌倉市大町六丁目1442番4外に所在する遺跡である。当該地では昭和28年に青磁の鉢3個が良好な状態で発見され、後に重要文化財に指定され東京国立博物館に収蔵されたこと、また、敷地内の山稜部には「日月やぐら」、「唐糸やぐら」などの貴重なやぐらが良好な状態で多数存在していることから、鎌倉市内でも歴史的に極めて重要な場所と考えられていたが、これまで具体的な発掘調査が実施されたことがなく、その具体的な遺構等の様子については解明されていなかった。鎌倉市教育委員会としては、発掘調査を実施して埋蔵文化財の具体的な状況を確認したいと考えていたが、土地所有者の宅地造成計画が明らかになったことを契機に、この土地に対する発掘調査の必要性が地元住民の間にも喚起されることになった。また平成20年4月21日の衆議院決算行政監視委員会において、この土地の発掘調査及び遺構の保存に関する質疑が行われ、文化庁からも速やかな調査の実施について指示を受けたことから、本市教育委員会では平成20年7月から12月にかけて発掘調査を実施した。

発掘調査は谷戸奥の平場部分285平方メートル。それから谷戸手前の竹林部分15平方メートル。その合計300平方メートルについて実施した。現地での発掘調査が終了した後、昨年12月から調査の成果をとりまとめるための資料整理作業を行ってきた。

このほど、一連の作業が完了し原稿の執筆もほぼ終了を迎えたので若干推考の余地も残

しているが報告する。

お手元の報告書抜粋版は予定稿で、手書きの文字指定や図面の縮尺指定などがそのまま載っており、見苦しい状態ではある。また第4節については市の立場で遺跡の保護・活用について述べているので、今後、国・県とも協議するなかで変更も考えられる。今回の報告に当たり参考資料としてお配りさせていただいている。なお、抜粋版は主に遺構、遺物の位置、形状、数量や調査方法などを記載した第1章、第2章は省略しているが、調査成果についてのまとめを述べた第3章については全文を掲載している。印刷は7月を目途に完了する予定である。

それでは報告書の概要を説明させていただく。報告書はA4版で図版や写真が入って全140ページ。全体は3章から構成されている。第1章は調査の経過と調査地点についての内容で、調査に至る経緯や調査地とその周辺の地理的・歴史的環境について記述し、第2章は遺構と遺物についての内容で、平場部分、竹林部分及び丘陵部の調査で明らかになった建物跡や個別のやぐら等の遺構と陶磁器や石塔などの出土品について記述をしている。次に抜粋版に記載している第3章まとめと考察についてだが、13世紀後半から谷戸内の造成というかたちでこの土地の利用が開始され、14世紀前半には「地蔵やぐら」などのやぐらが出現し、14世紀中ごろになると平場に建物が建てられ、敷地の一角では火葬も行われるとともにやぐらの構築が最盛期を迎え、引き続き15世紀以降も地山を削平して石積み遺構等を作っている様子が明らかとなり、遺跡がおおむね3段階に区分できるかたちで変遷することを記述している。建物跡、火葬跡、中世における谷戸の造成、やぐら郡、東京国立博物館が所蔵する青磁の鉢といった個別の項目ごとにも検討を深めた中から、この遺跡の歴史的評価を鎌倉における宗教的な目的で行われた谷戸開発の良好な事例であるとしている。現在の鎌倉市内でもやぐらと平場の遺構が一体で残されている場所が国指定史跡に指定されている朝夷奈切通などを除けば希少である点から、この点を重要なものであると述べて報告書の結びとしている。以上で報告を終わる。

- (4) 世界遺産登録に関する準備状況について
- (5) 国指定史跡の追加指定の状況等について

#### 世界遺産登録推進担当課長

「世界遺産登録に関する準備状況について」及び「国指定史跡の追加指定の状況等について」続けて報告させていただく。まず、「世界遺産登録に関する準備状況について」報告させていただく。世界遺産登録に向けては、本年1月から2月にかけて、第1回国際会議を開催し、その開催結果の概要について、平成21年3月開催の本定例会において報告させていただいたところである。本日はその後の状況を報告させていただくとともに、これまでの世界遺産登録に関する準備状況について、改めて全体的な経過を含めてご説明させていただきたいと思う。

議案集4ページ、世界遺産登録に向けたこれまでの取組状況をご覧いただきたい。平成4年9月に国は世界遺産条約を批准し、今後日本における候補資産を示す暫定リストをユネスコ世界遺産委員会に提出した。鎌倉は「古都鎌倉の寺院・神社ほか」として暫定リストに記載されたところである。

平成8年度には「鎌倉市総合計画」に、世界遺産登録に向けた準備に取り組んでいくことを位置付け、平成9年度から12年度までは、鎌倉の歴史的遺産を明らかにするため、鎌倉を取り囲む山稜部や鎌倉大仏周辺などの発掘調査を行った。

平成13年度には「鎌倉市歴史遺産検討委員会」を設置し、登録に向けた考え方の検討に取り組んできた。その結果、平成16年5月に「武家の古都・鎌倉」というコンセプトがまとまり、これに基づき、候補資産の保護の体制を確立するため、文化財保護法に基づく国指定史跡の指定や、保存管理計画の策定、バッファゾーンの確保などに取り組んできたものである。

また、世界遺産登録は市民と共に活動を進めていくことが重要であり、平成18年7月、市民団体、商工団体、宗教団体、教育団体等の協働により、鎌倉世界遺産登録推進協議会が設立され、市民と共に啓発活動など積極的に取り組んでいるところである。

平成19年7月には、広域行政の立場を担う神奈川県と3市の、4県市による推進体制を整えるため、神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進会議を開催し、4県市による世界遺産登録推進委員会を設置した。

この際の登録スケジュールでは、平成20年に国へユネスコへの登録推薦の要請を行っていくこととしていたが、平成20年5月に先行する「平泉」の登録延期や近年のユネスコ世界遺産委員会における審査の厳格化などを受け、鎌倉の世界遺産登録を確実にを行うため、文化庁と協議し推薦要請の時期を延期したものである。

平成21年1月には「武家の古都・鎌倉」というコンセプトに国際的評価を得るため、第1回国際会議を開催したところである。第1回国際会議では、全体的には「武家文化」を顕著な普遍的価値の柱としていく内容について、理解は得られたのではないかと考えている。一方、世界遺産委員会等の審査等において「武家文化」を十分に理解していただくためのまとめ方や比較研究等についてのご意見もいただいた。

続いて、第1回国際会議でいただいた主な意見とその対応方針の概要について、ご説明させていただきます。

議案集5ページをご覧ください。いただいた意見を分類すると、議案集5ページから6ページに記載の1から5になる。1の「鎌倉の顕著な普遍的価値の考え方について」だが、いただいた意見は、

- ・武家文化の重要性や日本文化における影響については理解できる。
- ・鎌倉は、武家文化の発祥の地であるというまとめ方の方向性は良いと思う。
- ・鎌倉の武家政権の成立は日本における大変革の事件であり、構成資産と関連付けて証明していくことが重要である。
- ・「サムライとは何か」を明確に定義し示すことが重要である。
- ・「武家文化の発祥」と「背景となった武家政権都市」の2点をコンセプトの柱とするよりも、武家文化に絞ってまとめていく方が良いのではないかと。
- ・比較研究を進めていくことは重要である。特に世界の戦士階級の文化という視点で比較する事は有効ではないかと。

とのご意見いただいた。対応方針としては、基本的には意見、指摘に基づく方向で推進書原案作成委員会における検討を進めることとしている。

具体的には、

- ・「武家文化の発祥」を示す価値である事に絞った構成として検討する。
- ・「サムライ＝武家」は「世界的にも稀な高度な文化的成長を遂げた戦士階級」という位置付けで検討する。
- ・比較対象を、仏教文化圏から戦士階級の文化まで拡大する。

といった方向で検討を進めている。

次に、2の「評価基準の適合性」についてだが、

- ・4つの評価基準（ii、iii、iv、vi）が示されているが、より確実なものに絞った方が良い。
- ・鎌倉の場合、武家の時代、武家文化の成立の証拠を示すということから評価基準iiiの文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証を示すを強調していくことがよいのではないか。
- ・生きた伝統ばかりでなく、日本の歴史の中で起こった革命的な出来事との関連から鎌倉は評価基準viの顕著な普遍的価値を有する出来事等と直接または実質的な関連を有するを強く主張できると思う

とのご意見をいただいた。これに対しては、

- ・評価基準iii及びviへの適合性に絞った整理を検討している。

次に3の「構成資産」については、

- ・武家文化を強調する全体的に一貫性を持った構成とすることが重要である。
- ・顕著な普遍的価値の証明に直接結びつくものを選ぶことが重要である。

とのご意見をいただいたので、主に考古学的遺跡を対象として再構築する顕著な普遍的価値と併せて再検討を進めていきたいと考えている。

4の「プレゼンテーション等について」であるが、

- ・国際的な理解が得られるよう簡潔で分かりやすいストーリーにまとめ、証明の根拠を厳選して説明することが重要である。
- ・短時間で大きなインパクトを与えられるようなプレゼンテーションや正しい言葉使いに留意していくことが非常に重要である。
- ・武家は、「日本の戦士」ではなく、「サムライ」と表記したほうが印象が強くなると思う。
- ・山稜部を含めた基本的な地形や都市構造が残っていることは重要な視点であり、きちんと理解できるように示していくことが重要である。

とのご意見をいただき、これに対しては、資産の推進書での名称は、再検討し「武家」を「サムライ」で表記を統一した上で、

- ・第2回国際会議に、再構築した鎌倉の顕著な普遍的価値を要約としてまとめて提示し、再度検討する。
- ・鎌倉の地形的・景観的特長などを分かりやすく効果的に表現していくため、連端する山稜の全体的な状況や、各構成資産における山稜の重要性や位置づけなどを表す資料を作成する。

以上の方針で対応して参りたいと考えている。

5の「その他」では、

- ・バッファゾーンの範囲や性格は、資産の状況により適切に設定する必要がある。

- ・各構成資産個別の保存管理計画とこれらを包括する管理計画が適切に策定されていることが必要である。
- ・世界遺産登録に向けて、事前にこのような場で国際的な視点で意見を聞き、協議をしていくことは大変有意義な事である。
- ・審査は厳しくなっている。推薦書は十分に熟度を高めたものにしていくことが必要である。

とのご意見等をいただき、これに対しては

- ・第2回国際会議において、保存管理の内容を示し検討する。
- ・4 県市（神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市）で包括的な管理計画の策定に向けた取り組みを進める。
- ・国際的視点からの検討を確実にするため再度国際会議を開催し、推薦書原案の熟度を高めていく取り組みを進める。

この方針で進めていきたいと考えている。

以上のように、第1回国際会議でいただいたご意見に対する対応方針をまとめ、推薦書原案の熟度を高める作業を進めているところであるが、推薦書原案の最終的なとりまとめを行うに当たり、海外の学識者から再度ご意見をいただくため、第2回国際会議を開催するものである。なお、国際会議の複数回開催については、ユネスコ世界遺産委員会における審査の厳格化に対応し、確実な登録を目指すため、文化庁からの指導に基づき実施している取組である。

次に「第2回国際会議の開催について」である。まず「1 国際会議の概要」から説明する。(1)名称であるが、第1回国際会議は「顕著な普遍的価値」の検討が主なテーマであったので、「武家の古都・鎌倉の顕著な普遍的価値に関する国際シンポジウム」という名称で開催させていただいたが、今回の第2回国際会議については、「顕著な普遍的価値」の再検討と共に、保存管理など登録に関する全般的なテーマを議論いただくことから、名称を「武家の古都・鎌倉の世界遺産登録に向けた国際会議」としたところである。(2)開催目的については、先ほど説明した通りである。(3)主催、(4)開催期間、(5)会場については記載の通りである。(6)日程等であるが、7月30日に参加者へ候補資産を中心とした現地視察を行うこととしている。31日から8月1日までの2日間は、世界遺産登録のポイントとなる課題について、国内外の学識者による協議・検討を行う。最終日の8月2日は、市民・県民の皆様を対象とした「第2回武家の古都・鎌倉国際フォーラム」を開催するが、この内容については後ほどご説明させていただく。次に(7)参加予定者であるが、海外の学識者として議案集7ページから8ページに記載されている4名の方にお越しいただくということになっている。この4名については、第1回国際会議で招へいした方であり、今回の国際会議が前回の国際会議の成果を見ていただくという主旨から、文化庁とも協議をして、同じ方に来ていただくことが最善との判断から決定したものである。国内学識者についても海外学識者と同様の考えから同じ方をお願いしてある。

次に「2 国際フォーラムの概要」について説明させていただく。(1)名称、(2)開催日時は議案集記載の通りである。(3)会場は前回、湘南国際村で開催したが、第2回国際会議の開催に当たっては、アクセス面でのご要望もあったため、現在鎌倉市内の施設で準備を進めている。(4)対象・目的、(5)内容等、一つ飛び(7)申込方法等であるが、第1回と同様に、

市民・県民に世界遺産登録に向けた鎌倉の状況を広くお知らせするために、国内外の学識者による基調講演とパネルディスカッション等を行う予定である。詳細については、文化庁をはじめ関係機関と調整中である。(6)参加料については、無料としている。調整中の事項については、後日詳細が決まり次第、お知らせしたいと考えている。なお、国際フォーラムの聴講については、広報かまくら7月1日号で聴講者募集の記事を掲載するとともに案内チラシを市内外に配布して、広く一般の方々に聴講を呼びかけることとしている。以上が第2回国際会議の概要である。今後については、第2回国際会議の結果を反映させた熟度の高い推薦書原案をまとめ、これをもって、秋には国へ推薦要請を行っていく予定である。

続いて「国指定史跡の追加指定の状況等について」報告させていただく。今回、報告させていただく史跡追加指定の3件に関しては、平成21年1月に文部科学大臣あてに史跡追加指定等の具申を行った。その後、平成21年5月15日付けをもって、国の文化審議会から追加指定等するよう答申されたので、報告させていただくものである。議案集10ページをご覧ください。「国指定史跡の追加指定等案件」である。まず1段目の「名越切通」だが、併せて議案集11ページの国指定史跡「名越切通」追加指定範囲図をご覧ください。史跡名称は「名越切通」で追加指定箇所は「鎌倉市大町七丁目1620番ほか」となる。追加指定の理由の趣旨であるが、「鎌倉と逗子市小坪、三浦方面を結ぶ峠道で鎌倉七口のひとつ。前回の追加指定後に条件の整った鎌倉地域のやぐら群前面の平場等を追加指定する」との内容になっている。追加指定範囲は、議案集11ページの太枠内の左上から右下へ引かれている斜線で示した箇所である。追加指定面積は8,927平方メートルで、史跡の面積は非指定地を合わせて62,265.11平方メートルとなるものである。次に議案集10ページの2段目の「仮粧坂」であるが、併せて、12ページ国指定史跡「仮粧坂」追加指定等範囲図をご覧ください。史跡名称は「仮粧坂」で追加指定等箇所の所在地は「鎌倉市扇が谷四丁目317番1ほか」となる。追加指定等の理由の趣旨であるが、「鎌倉から藤沢を経て武蔵・上野へ至る鎌倉街道の峠道。鎌倉七口のひとつ。地籍の錯誤が確認された箇所を解除し、同時に従来把握されていなかった筆を追加する」との内容になっている。解除する範囲は、議案集12ページの点線で示した区域で、面積は3,547平方メートルとなる。追加指定範囲は解除した範囲の一部を含む、斜線で示した区域で、面積は5,323平方メートル。史跡全体の面積は既指定地と合わせて113,027.88平方メートルとなるものがある。なお、地籍の錯誤及び未指定の筆の判明は不適切事務に関する調査によって明らかになったものである。しかしながら、これらの範囲については同意書の偽造が行われたものではなく、史跡指定の手続きの際、地籍の錯誤があったものからこれを是正したものである。

次に議案集10ページ3段目の「浄光明寺境内・冷泉為相墓」であるが、併せて議案集13ページの国指定史跡「浄光明寺境内・冷泉為相墓」追加指定等範囲図をご覧ください。名称は「浄光明寺境内・冷泉為相墓」で追加指定等箇所の所在地は「鎌倉市扇が谷二丁目299番イ」となる。追加指定等の理由の要旨であるが、「中世鎌倉における仏教教学の中心のひとつ。創建当初の境内地の形態が良好に保持され、境内には鎌倉歌壇を隆盛に導いた冷泉為相墓がある。本来境内地ではない箇所を含む筆を一旦解除し、改めて必要な範

囲を追加指定する」との内容になっている。解除する範囲は議案集13ページの点線で示した区域で、面積1,100平方メートルとなる。追加指定範囲は解除した範囲のうち、斜線で示した区域で、面積は1,026.87平方メートル、史跡全体の面積は既指定地と合わせて22,198.76平方メートルとなるものである。なお、今回解除及び追加指定する筆は平成19年2月に告示されているが、その申請に当たって、史跡指定の同意書の偽造が行われた場所である。平成18年に史跡の同意依頼を行った際、土地所有者はひとつの筆のうち、現状として宅地等に利用している部分、今回、史跡から解除する部分だが、ここを除けば本来の境内である山稜部については、史跡指定に同意していただけるという意思を示しておられた。しかし、その後、宅地部分を外す事務を怠り、筆全体の同意書を偽造して史跡指定申請を行ったものである。不適切事務の発覚後、山稜部と宅地の境界を明確にした上で、山稜部についての同意書を得たことから一部解除、追加指定等の意見具申を行い、今回答申となったものである。

以上、報告した「国指定史跡の追加指定の状況」については、いずれも世界遺産登録推進に向けた取組の一環として行っているものである。

先ほど、報告の中で触れさせていただいた、国指定史跡に係る不適切な事務処理のその後の状況について報告させていただく。昨年6月の本定例会において、世界遺産登録推進担当内において、「浄光明寺境内追加指定及び名称変更」「仮粧坂追加指定」及び「朝夷奈切通追加指定」の3史跡の追加指定申請事務の中で行われた不適切な事務処理18件のうち、13件について、既に同意書をいただくなど、不適切事務の対応が終了していることをご報告させていただいた。その後の状況だが、市としても引き続きご迷惑をお掛けした地権者の皆様に誠意をもってお詫びするとともに、改めて史跡として保護を図っていくべき土地であることを説明し、ご理解、ご協力をお願いしてきた。その結果、18件のうち16件については、不適切事務の対応が終了した。残り2件のうち1件については、財務省の所管で基本的に一定の条件の下で史跡指定に同意するとの回答を得ており、現在、関係機関と協議中である。残り1件については、民間の方で、現在、鋭意同意に向けてお話をさせていただいているところである。以上が、国指定史跡に係る不適切な事務処理のその後の状況であるが、今後とも全件の早期開発計画に向けて、努力して参りたいと考えている。以上で報告を終わる。

## 質問・意見

(世界遺産登録に関する準備状況について)

### 山田委員

世界遺産のプレゼンテーションについて、武家はサムライで統一するというように言っていたと思うが、この国際会議の名称は「武家の古都・鎌倉」となっている。これはどういうことか。

### 世界遺産登録推進担当課長

海外の方がいるので、資料を日本語と英語で作るということで、武家というのは何と訳すのだということになり、日本の戦士という言葉ではなく、侍で統一しようということで、英語は s a m u r a i である。

#### 仲村委員長

昔、ドイツに行った時に、真冬に靴下を履いていなかった私を見て、サムライと言うのです。向こうでそういうようにサムライというのが世界共通語になっている、そのような気がした。日本ではもちろん武家、外国ではサムライの方が通りがいいのではないかという気がした。

(「かまくらっ子の意識と実態調査研究」について)

#### 林委員

この調査は、5年前にも行われているということでよろしいか。

#### 教育センター長

平成16年に前回の調査を行っている。

#### 林委員

今回お出しいただいたもので、今後の課題というものが記載されているが、前回調査でも同じように、今後の課題というものがあったのだと思う。それがどのように教育現場で生かされているのか、もしくは成果はどのような形であったのかをお聞きしたい。

#### 教育センター所長

前回の中で、読書といじめという部分があり、そのところについては、学校での読書活動の推進ということで、朝読書の取組等を行っている。また、いじめについても生活の中でのいじめ防止のプログラム等、学校の中での指導という部分がかなり浸透してきていると思う。

#### 林委員

今後の課題というので挙がっているのですが、この経緯についてどのようなかたちで今後報告をされるのか、どのような対策を講じたのかについて、どのように考えているのか。

#### 教育センター所長

今後の課題については、今回まとめさせていただいたので、これで充分もう一度考えながら方策を考えて行きたいと思う。各機関ということで、学校、幼稚園そのほかのところに広く配布して、皆さんにこの状況を投げかけるということが一点ある。それから、今後はセンターとしては研修会や研究会でも問題を探り上げたり、学校でも採り上げていろいろな話題にさせていただくということをまず第一の方法として考えている。

## 林委員

ここから意見だが、これだけのものを作って成果としてあるので、なるべく生かしていただきたいと思う。また、各種報告でもこのような数字、具体的な数字を生かした報告等していただきたいと思う。

## 藤原委員

今のかまくらっ子についてだが、5年前と比べて時系列で拝見すると、かなり鎌倉の子どもたちも生活面、学習面で向上してきたという感じを得た。今後の調査の仕方だが、例えば、時系列を見ていく場合はこの方法でいいと思うが、もっと鎌倉の子どもたちの現状を見ると、やはり不登校のお子さんがまだかなりいるということとか、心の問題やコミュニケーション能力の不足とか、いろいろ挙げられるので、もう少し質問の仕方を表面的な質問だけではなく、もっと突っ込んだ質問の仕方がこれからは重要になってくるのではないかと思う。生活面でいろいろな質問があるが、例えば子どもの心の様子というのも積極的に聞いていく必要があると感じた。心の様子というのは、例えば、家にいて、学校にいて、ときどき無性に悲しくなったりしないか、友だちにからかわれたりしないか、授業に集中できないことはないか、他人から自分の悪口を言われているんじゃないかと思うことはないか、イライラしてついつい他人を傷つけたくなることはないかというような心の面を深く掘り下げて聞いていったらいいと感じた。

先日の青少年のアンケートがあったが、そのアンケートでももっと青少年にグサッと突き刺さるような質問。また学校は、友達が自分のことを分かってくれば、とても学校の生活が楽しいというような結果が出ているが、果たして現状はそうなのかということを経験的だけでなく、もっと掘り下げて質問の仕方があると思う。そういうことも今後やっていったらどうかと感じた。

## 教育センター所長

ご意見ありがとうございます。この調査の目的というものが、かまくらっ子の日常生活を中心に把握し調査するというので、昭和32年から行なっている。その質問というのは継続しながら聞いていきたいと思う。ご指摘の内容については、別の部分でしっかり聞く必要があるのかもしれないが、今回かまくらっ子の調査に関しては、全体の流れを踏まえてと思う。ただ、その中にはいろいろとこちらが取り入れて、もう少しつつこんでという部分もあるかもしれないので、そこについてはまた検討していきたいと思う。

## 藤原委員

本当に深く聞いていかないと、かまくらっ子の子どもたちの姿というのは見えてこないと思う。今おっしゃったように、今までの調査はそれでいいと。それに加える心の部分とか家庭での生活部分、例えば幼児に関する質問の中で、「何時に寝ますか」ということで「9時とか10時」が多かった。幼児の生活で9時から10時というのは、ちょっと普通では考えられないのだが、それでも大人の生活の延長で子どもも寝かされないというような姿が見えてくるが、「何故なのか」とそういうことや、それから小中学生が塾に通ってかなり忙しい生活をしているということがこの表で見えてくるが、では家庭に帰って寝るまでの間どういうことをしているのか、どのくらいの時間があるのかというようなことを次に

聞きたい質問としてある。そういうことも少し織り交ぜながらこれからぜひやっていただきたいと思う。

#### **教育センター所長**

今のご意見を基に、次回の検討の部分に参考にさせていただいて、問題のほうをもう少し深めていきたいと思う。

#### **仲村委員長**

親との会話だが、よく話すとか、時々、これは、時間にするとなかなか難しいのか。1日どのくらい親と会話の時間を持っているか時間にするか難しいか。全く話さないのは分かるが、よく話すは、例えば1日30分ぐらい話すとか、1時間ぐらいおしゃべりするとかか。

#### **教育センター所長**

今回の調査では、そのような状況については聞くことはなかった。やはり上の学年になると、長く家庭にいる状況も少ないので、少なくなってくる状況があるのかと思う。少しでも接点を持つということが、親子の会話の第一歩かと考えているので、この調査はここまでになっている。調査というよりは、個別に学校の方がそういう部分もとらえて子どもたちに聞いていただくことで、また話が広がってくるのではないかと思う。

(世界遺産登録に関する準備状況について)

#### **藤原委員**

世界遺産登録についてだが、このフォーラムの第1回に出席させていただいて、鎌倉市民として感動した。世界遺産登録されれば、歴史的な部分に立ち会ったのではないかという感動をおぼえたが、これを引き継いでいくのは子どもたちである。このフォーラムの様子をぜひ子どもたちに見せる方法はないものかと前の教育委員会の時に意見を述べさせていただいた。例えば、中学校の部活で歴史研究している部で、希望があれば是非こういう歴史的なものに立ち会うということは大事だと思うし、そういう新鮮な驚きとかそういう気持ちが、次にこの文化遺産を伝えていく原動力にもなってくると思う。高校生は前回出席していたという話だが、小中学生で是非何か参加できるきっかけ、機会を作っていたくないものかと思う。

#### **世界遺産登録推進担当課長**

世界遺産登録は後世にずっと文化遺産を引き継いでいかなければならないということで、我々の後、子どもたちに託さなければいけないということである。今回のフォーラムについては、現在調整中であるが、中学生・高校生を対象に前に出て発表していただくというようなことを現在考えている。

### 仲村委員長

それは非常に大事だと思う。そういうのを小学生・中学生・高校生に傍聴させるというのは非常に大事ではないか。実行が大切。

### 藤原委員

鎌倉らしい教育ということに関しては、やはり鎌倉独自の文化遺産なので、是非子どもたちにもいろいろな機会を捉えて、そういう場に立ち会えるようにお願いします。

### 仲村委員長

世界遺産登録の最終スケジュールというか、認定されるのはいつごろをめどにしているか。

### 世界遺産登録推進担当課長

文化庁は、次は平泉をやるということは明言しているが、その次はどこをやるかというのには明言していない。平泉については、今年度資産を減らして秋に仮推薦、年明け1月ごろに本推薦ということをするのではないかと。鎌倉市としては、今まで平成8年から積み上げてきた史跡の指定だとか、保存管理計画というのは他市よりも進んでいると考えている。私どもとしては平泉の次と考えている。そうすると、最短でだが今年度推薦要請ということにしたいと考えているのだが、1年間国と共に推薦書の熟度を高めていき、22年の秋に国から仮推薦をしていただいて、ユネスコの方に出していただくとする最短で2年間かかるので、24年度の登録ということが最短となる。ただ、これについては、はっきり国は次はどこをやるということは明言していないので、私どもとしては平泉の次にというように考えている。

### 仲村委員長

国内で平泉・鎌倉以外に候補というのは結構あるのか。

### 世界遺産登録推進担当課長

登録するに当たっては、暫定リストに載せなければいけないということで、これが現在11載っている。これは、暫定リストに載った直後のところから、鎌倉よりも何年も経っているところもある。私どもとしては間接的に聞くしかないのだが、よそで例えば長崎とか、富士山とかは、よくフォーラムを開催しているという話は聞いている。

(報告事項はそれぞれ了承された)

(6) 行事予定(平成21年6月10日～平成21年7月10日)

(議案集記載のとおり報告)

行事予定報告に対する質問・意見

### 林委員

教育センターの主管のところでは日程が被るものがある。「コンプライアンス研修会」と「教育課程研修会」が6月30日に開催され、両方とも外部講師をお招きしての講演ということなのだが、記録を取ったりするという予定はあるか。両方出たいという人が参加できないと思うので、そのような方法等を考えているのか。

### 教育センター所長

こちらの方で記録を取るので、必要部分は言っていただければご提供できると思う。

### 林委員

可能であれば映像で撮っておいていただきたいと思う。原則、外部講師の件については記録を残すようなかたちにしていただきたい。講師にも依頼するときに記録を残す旨を予め依頼していただきたいと考えているがいかがか。

### 教育センター所長

いつもテープでの録音というかたちでの記録では毎回確認を取っている。映像という部分については、今後講師と相談をして、講師の許可を得ながら取り組んでいきたいと思う。

### 林委員

映像等で記録するための機材とか備品等はすでにお持ちなのか。

### 教育センター所長

ビデオ等、それからダビング装置等全てそろっている。

### 林委員

これもお願いなのだが、最近ビデオを使っていないケースが多いと思うので、DVDだとかほかの媒体で記録するようになっていただければ助かる。

### 教育センター所長

DVD対応もできるので、言っていただければと思う。

(行事予定報告はそれぞれ了承された。)

### <日程第2 議案第10号>

教育財産の取得の申し出について（国指定史跡鶴岡八幡宮境内）

### 仲村委員長

日程第2 議案第10号「教育財産の取得の申し出について（国指定史跡鶴岡八幡宮境

内)」を上程する。議案の説明をお願いします。

### 文化財課長

国指定史跡「鶴岡八幡宮境内」の教育財産の取得の申し出は、平成21年5月定例会において、史跡の保存を図るため、用地の取得について市長に申し出る件について、議案として提出した。議案は原案通り可決されたところだが、取得予定面積が異なっていたため、本議案をもって訂正するものである。

### 質問・意見

### 仲村委員長

前回採択されて、それと違っているということで新たに上程したのか。

### 文化財課長

前回、取得予定面積としてお示した面積が214平方メートルであったが、それが誤りで、正しくは248.28平方メートルということになった。

(議案第10号は、原案のとおり可決された)

<日程第3 議案第11号 教育財産の取得の申し出について(国指定史跡名越切通)>

<日程第4 議案第12号 教育財産の取得の申し出について(国指定史跡永福寺跡)>

<日程第5 議案第13号 教育財産の取得の申し出について(国指定史跡北条氏常盤亭跡)>

<日程第6 議案第14号 教育財産の取得の申し出について(国指定史跡朝夷奈切通)>

### 仲村委員長

日程第3 議案第11号から日程第6 議案第14号については、同じ教育財産の取得の申し出についてのため、一括で上程したいと思うが、異議ございませんか。よろしいか。異議なしと認め、日程第3 議案第11号から日程第6 議案第14号については一括で上程する。議案の説明をお願いします。

### 文化財課長

議案第11号から第14号まで一括して説明する。まず、日程第3 議案第11号「教育財産の取得の申し出について(史跡名越切通)」の提案の理由を説明する。議案集の20ページから21ページを参照ください。史跡「名越切通」は昭和41年4月に国指定史跡に指定されている。その指定理由は「吾妻鏡天福元年8月18日の条に名越坂と見えるもので、鎌倉の東南部に横たわる山なみを越え逗子に出る。道は概ね谷に沿いつつ通じているが、山頂部においてもさして深くないが、凝灰岩系の地山を開渠状に掘削した箇所が隣して2箇所ある。所謂七口、七切通の一つとして、鎌倉の地勢とその連絡状況を示す重要な史跡である」というものである。史跡指定面積は現在、約5万3,338平方メートルで、これは先ほど、世界遺産登録推進担当のほうで、史跡の追加指定の話をしたが、そ

の追加指定の面積を合わせると、6万2,265平方メートルということになる。この内、現在までに約4,010平方メートルを買収してきた。該当する土地は、21ページの「土地取得物件」に記載のとおり、鎌倉市大町七丁目1,636番の1筆を予定している。

次に、日程第4 議案第12号「教育財産の取得の申し出について（史跡永福寺跡）」の提案の理由を説明する。議案集は22ページから23ページである。史跡「永福寺跡」は昭和41年6月に国指定史跡に指定されている。その指定理由は「室町時代に衰え廃絶したと思われるが、旧状をよくとどめており、当時の寺のようすを知ることができる源頼朝の建立した寺院として、また文化の伝播を見る上に重要な遺跡である」というものである。史跡指定面積は約8万7,379平方メートルで、県有地、社寺有地を除いて、計画買収予定面積を約7万833平方メートルと定め、現在までに約6万297平方メートル、約85.1%を買収してきた。該当する土地は23ページの「土地取得物件」に記載のとおり鎌倉市二階堂字亀ヶ淵219番1の1筆を予定している。

次に日程第5 議案第13号「教育財産の取得の申し出について（史跡北条氏常盤亭跡）」の提案の理由を説明する。議案集は24ページから25ページである。史跡「北条氏常盤亭跡」は昭和53年12月に国指定史跡に指定されている。その指定の理由としては、「従来一例も明らかにされていない北条氏邸宅の実態を知るために貴重な遺跡であるばかりでなく、ひいては鎌倉時代中期の政治史や文化史を考える上で欠くことのできない重要な遺跡である」というものである。史跡指定面積は約11万5,033平方メートルで、公有地を除いて計画買収予定面積を約11万1,878平方メートルと定め、現在までに約4万9,255平方メートル、約44.0%を公有地としてきた。該当する土地は25ページの「土地取得物件」に記載のとおり、鎌倉市常盤字御所ノ内757番1と758番の2筆を予定している。

次に日程第6 議案第14号「教育財産の取得の申し出について（史跡朝夷奈切通）」の提案の理由を説明する。議案集の26ページから27ページを参照ください。史跡「朝夷奈切通」は昭和44年6月に国指定史跡に指定されている。その指定理由であるが、「仁治元年11月鎌倉幕府は鎌倉と東海岸の要地六浦津との間に新道を造ることとし、地割分担を定め、翌仁治2年4月着工しているが、おそらく在来の道路を大いに整備したものと思われる。竣工の日は明らかではないが、建長2年6月、土石の崩壊を整備しており、往来が盛んであったことが伺われる。狭い山間を利し、鞍部を越える道であるが、処々において掘削し、殊に峠においては岩盤を深く開渠状に切り下げているのは偉観で、また土石の崩壊もさこそと察せられる。所謂七切通の一つとして鎌倉の地勢とその外部との連絡状況を示す重要な史跡である。」というものである。史跡指定面積は約9万7,098平方メートルで、現在までに857.19平方メートルを公有地化してきた。該当する土地は27ページの「土地取得物件」に記載のとおり、鎌倉市十二所字関ノ上311番2、同番5、314番、316番22、同番34、同番40、318番の7筆を予定している。いずれの史跡も遺構と景観等を恒久的に守るため、「教育財産取得の申し出」をしようとするものである。取得に当たり、国・県の補助率は国が10分の8、県は財政事情により約10分の0.12に、市費の負担は約10分の1.88となる予定である。以上で説明を終わる。

**仲村委員長**

現在は田んぼである、畑である、それを取得した後はどうするのか。

**文化財課長**

基本的には現状を維持するということになるが、史跡の目指す役割としては、整備をして一般公開をするというようなものも求められるものがある。そうした場合にはその現状に対して手を加えて整備をすることがありえる。

(議案第11号から第14号は、原案のとおり可決された)

**仲村委員長**

以上で本日の日程は全て終了した。6月定例会を閉会する。